

## 学童クラブメール配信案

送信日：4月14日（金）

送信先：学童クラブ（保護者・運営）、児童青少年課

件名：学童クラブの各種届出のご案内について

内容：

学童クラブを利用している際に住所・連絡先・職場等の変更がある方、または学童クラブの利用を中止する方の手続きについてお知らせいたします。

○住所・連絡先・職場等の変更がある方

→「学童クラブ変更届」が必要となります。

※学校の変更がある場合は、お問い合わせください。

○学童クラブの利用を中止する方（延長利用・朝時間利用を含む）

→「学童クラブ中止届」が必要となります。

※「学童クラブ中止届」は学童クラブの利用を中止する月の前月20日までにご提出ください。

用紙はHP または各学童クラブにありますので、職員に変更する内容等をお伝えください。

【荒川区子ども家庭部児童青少年課 電話（3802）3111内線3835】